

古河健康保険組合被扶養者認定基準

(目的)

第1条 この基準は、健康保険法第3条第7項にもとづく被扶養者について、当組合におけるその被扶養者の認定を公平に行なうことを目的とする。

(被扶養者の範囲)

第2条 被扶養者の範囲は次のとおりとする。

- 1 被保険者の直系尊属、配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、子、孫及び弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの。
- 2 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの。
- 3 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの。
- 4 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの。

(被扶養者の帰属)

第3条 被扶養者としての届出に係る者(以下「認定対象者」という)の扶養義務者が2人以上ある場合は、扶養義務者の収入額、同居の有無などを考慮する。

(認定基準の原則)

第4条 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合には、認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上の老年者である場合、又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合(以下「老年者等」という)は180万円未満)であって、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として認定する。

- 2 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合には、認定対象者の年間収入が130万円未満(老年者等は180万円未満)であって、かつ被保険者からの援助による収入額より少ない場合は、原則として認定する。

(同一世帯の特例)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は同一世帯とみなす。

- (1) 被保険者が転勤、出向など業務上の都合で、家族と一時的に別居するとき。
- (2) 家族が勉学のため被保険者と一時的に別居するとき。

(3) その他、健康保険組合が同一世帯であると認めたとき。

(収入の範囲)

第6条 第4条の認定対象者の収入は、次のすべてを含むものとする。

- (1) 常態として継続性を有する事業(農業、商業、漁業、林業など)の収入
- (2) 勤労による給与等の収入(一時的なものは除く)
- (3) 厚生年金、国民年金、恩給などの公的年金の収入
- (4) 雇用保険からの給付金、健康保険からの傷病手当金や出産手当金
- (5) 投資から生ずる継続性を有する収入
- (6) 利子収入
- (7) 財産(資産)などを運用して得られる地代、小作料、家賃などの収入

上記収入について所得税法の適用がある場合は、(2)から(4)を除き収入から必要経費を差引いた所得金額とする。

(認定事務手続)

第7条 被扶養者の認定にあたっては、被保険者は「被扶養者異動届」に別表1に定める書類を添付して、事業主を経由して健康保険組合に提出しなければならない。

(認定の効力)

第8条 被扶養者の認定の効力は、健康保険組合が認定した日(出生の場合は事実の発生した日)から発生し将来におよび、生計維持の関係が消滅した日の翌日をもって失う。

(認定の取消及び給付の調整)

第9条 被保険者が事実に相違した届出を行ない被扶養者の認定を受けた事が判明したときは、被扶養者の資格は直ちに取消し、既に支給した給付がある場合は、その全部又は一部を徴収する。

(再審査)

第10条 被扶養者の認定に関する結果について不服がある被保険者は、理事会に再認定の申請をする事ができる。

附 則 この基準は、平成22年4月1日より施行する。なお、従前の基準は廃止する。